

あなたの国民年金

パート14

56歳の定年退職者は 国民年金に加入しなければいけないか？

(橋場のAさんの相談から)

Aさん

私はいろいろな理由から56歳で定年退職しました。厚生年金は35年かけていますが、退職後の国民年金はどうなりますか

年金係

20歳から60歳までは、どこかの年金に必ず加入しなければならないので国民年金に加入することとなります。

Aさん

私の友達は56歳で定年退職したのですが国民年金に加入していないと言っていました。

年金係

そうですね。こちらとしては、相談にこられたら必ず加入するように指導しているのですが。

また、国民年金に加入しないと65歳から支給される老齢基礎年金が少なくなります。

Aさん

それはどういうことですか

年金係

あなたは厚生年金に35年入っていましたので、60歳から特別支給の老齢厚生年金が支給され、65歳になると老齢基礎年金と老齢厚生年金が支給されます。

また、老齢基礎年金は60歳まで納めなければなりません。

Aさん

そうすると56歳ではどうなりますか
年金係

56歳では4年間不足となります。

Aさん

納めた年数が少ないと、年金を受け取る金額も少なくなるのですか

年金係

そのとおりです。1ヶ月でも年金を納めないとその分が受け取る額から差引かれることとなります。

厚生年金があるので国民年金は必要ないとよく言われますが、国民年金に入ることが義務になっています。

従って、国民年金に加入して、より多くの年金を受けとって下さい。



お問い合わせは、役場住民福祉課年金係

電話 84-1211 内線 155

「年金はあなたの義務です
権利です」

福祉豆辞典

児童相談所

18才までの子どものいろいろな問題について相談を受けたり、保護や指導を行うところです。

銚子児童相談所

電話 0479 (23) 0076